

議題3

資料 ページ	内容	説明内容
0	表紙	九州運輸局海上安全環境部運航労務監理官です。本日の説明内容については、「安全管理規程のひな形の改正について」と「安全情報の提供の拡充」を説明します。
1	安全管理規程のひな形改正について	<p>●次のスライド●</p> <p>まずは、安全管理規程のひな形改正について説明させていただきます。上段の①～⑦に記載している内容について、改正が予定されています。これらの改正については、令和4年12月にまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」の中で示されたスケジュールに沿ったものとなっております。なお、★マークがついているものについては、令和8年度施行予定の分を含んだものとなります。</p> <p>スケジュールのイメージとして、真ん中に図を示しておりますが、ひな形改正については、2回に分けての実施を計画しております。実施目途が令和6年度までの事項とされている事項については、来月を目途にひな形を改正する予定となっております。また、令和8年度に施行予定となっている海上運送法の一部改正に合わせて、安全管理規程のひな形を改正する予定となっております。こちらについては、令和7年10月を目途に改正される予定です。</p> <p>船舶運航事業を営んでいる事業者については、安全管理規程を届出いただいておりますが、今回のひな形の改正に伴い、安全管理規程を変更していただき、変更届出書を提出していただく必要がございますが、皆様方へのご負担を少なくできるような方法を検討しているところです。例えば、今年と来年10月を予定しております2回の改正について、まとめて一度の手続きでできるようにするなどの対応を考えております。実際の届出方法につきましては、改めて周知させていただきますので、もう暫くお待ちください。本日の説明については、改正があるということをご認識していただければ十分です。</p>

2	安全情報の提供について	<p>●次のスライド●</p> <p>次に「安全情報の提供について」です。こちらについては、令和6年4月から事業者が公表することとなっている安全情報についてです。青枠内の情報が公表していただくものとなります。情報の公表方法ですが、インターネットの利用その他適切な方法でとなっております。具体的には、ホームページ、船内、ターミナル、営業所又は待合室などへの掲示やSNSなどで公表していただくこととなっております。過去の監査においては、公表項目が不十分な事業者を確認しておりますので、今一度自社の状況を確認してください。公表していない場合は、違反になるため必ず公表していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、留意点になりますが、公表対象の安全管理規程については、運航基準や作業基準等の各種基準も含めて公表する必要があります。また、公表する内容は企業情報や個人情報除いてもらって構いません。</p>
3	安全情報の提供について2	<p>●次のスライド●</p> <p>続いて、来年度以降の安全情報の公表についてですが、前のスライドで説明した事項に加えて公表していただく事項を説明します。</p> <p>追加で公表していただく具体的な内容は次のスライドに記載しておりますが、「事業の用に供する船舶に係る情報」や「事業の用に供する船舶の事故に係る情報」となっています。公表方法については、先ほど説明した現行の方法と変わりませんが、適用となるタイミングが事業者ごとに異なります。</p> <p>スケジュール等については、令和6年4月1日以降に開始する事業年度に係る安全情報から適用になっております。事業年度が4月1日～翌年3月31日の事業者には、令和6年度の事業年度が終了した令和7年の4月1日から100日以内に公表していただくこととなります。この公表に合わせて、国へ報告することが必要となってきますが、報告様式については、現在調整中ですので、改めて周知させていただきます。また、報告いただいた情報については、国の方で毎年度ホームページに公開する予定となっております。</p>

4	安全情報の提供について2	<p>●次のスライド●</p> <p>事業者が追加で公表・報告していただく安全情報は、本スライドの通りです。ピンクで囲ってある項目が来年度以降追加で皆さんが公表いただく項目となりますので、ご確認ください。</p>
5～6	公表資料の記載例及び様式	<p>スライド2で説明した公表内容についてですが、公表資料の記載例と様式を提示させていただきます。一枚目が記載例、二枚目が記入様式となっていますので、まだ作成されていない方は、記入例を参考にしながら、作成していただきますようお願いいたします。</p>